募集要領

1　業務名称

令和８年度 BOATRACE 尼崎冬季ファミリー層イベント企画運営業務

2　業務目的

BOATRACE尼崎では、Mooviあまがさきの設置や季節、時季に応じたファミリー層向けイベントの開催などを通じて、ボートレースパーク化を推進している。こうした取組により、BOATRACE尼崎はファミリー層にとって楽しめる場所として浸透しつつある。今後も、時季等に応じたイベントを継続的に展開することで、「Mooviあまがさきも」「時季等イベントも」楽しめる場所として、市内外のファミリー層へさらに認知拡大していく必要がある。このため、本業務は子ども・ファミリー層に好まれるイベントを実施し、ファミリー層来場の定着化を図るとともに、地域に開かれた施設としての魅力向上につなげることを目的とする。

3　契約期間

契約締結日から令和９年２月 28 日まで（原状回復期間等含む）

※イベント実施日等詳細は、仕様書に記載

4　企画提案上限額

19,800,000 円（消費税額含む）

※本業務は振興会契約と尼崎市契約の 2 本立てで構成されるが、企画提案上限額は両契約の合計額とする。本仕様書の業務を実施するための一切の経費を含む。

5　事業者の募集について

事業者は、下記「６　参加資格条件」を満たす事業者を対象とした公募・選考により決定する。募集は、本市の公式ホームページに掲載することにより公告する。

なお、当該募集要領のほか、以下の書類を公式ホームページに掲載する。

・応募用紙
・応募辞退届
・質問書
・仕様書

※契約候補者決定後、協議により仕様内容が変更となる場合あり

6　参加資格条件

以下に示す⑴から⑹の条件を全て満たす事業者とし、これらを満たさない事業者の応募の場合は指名を取消し、応募用紙を受け付けない。

なお、受付後に当該事実が判明した場合においては、企画提案内容の内容に関わらず選外とし、それが契約後に判明した場合においては、その段階で契約を取り消し、それまでの業務に要した一切の費用は負担しない。

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
⑵　尼崎市から入札参加停止の措置を受けていないこと。
⑶　暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成25年条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）または暴力団員（尼崎市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団密接関係者（尼崎市暴力団条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。）に該当しないこと。なお、応募事業者が暴力団等である疑いがあるときその他必要があると認めるときは、警察署長へ意見を聴くことに同意すること。
⑷　民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中または会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き中の事業者でないこと。
⑸　本業務を一括再委託しない者であること（ただし、業務の一部を委託する場合（単なる紙面等への掲載委託等を除く）についてあらかじめ尼崎市の承諾を得たときはこの限りではない。）。
⑹　仕様書及び提出された企画提案書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できること。

7　契約手続きについて

本業務は、一般財団法人BOATRACE振興会（以下「振興会」という。）が所管する「レース場活性化事業」を活用するため、事業実施における契約の相手方は振興会及び尼崎市となる。詳細は審査結果の通知後、契約候補者と調整するものとする。

8　参加手続

選考への参加を希望する事業者は、次のとおり書類の提出等を行うこと。

⑴　応募時に提出する書類等

ア　提出書類

応募用紙

イ　提出部数

１部

ウ　提出期限

令和8年11月25日（水）正午必着（郵送可）

エ　提出先

尼崎市公営企業局ボートレース事業部開催運営課

⑵　応募後に提出する書類等

ア　提出書類

(ｱ) 企画提案書

ページ数は問わないが、A4縦とし、両面コピーを徹底すること。記載内容については仕様書を参照のこと。

(ｲ) 見積書（「４　企画提案上限金額」の範囲内）

仕様書に基づく業務にかかる総費用について、項目別に内訳を詳細に明記すること。書式は自由とする。見積書記載の宛名は「尼崎市公営企業管理者」とし、事業所名及び代表者職名を記載の上押印すること。また、見積金額は、消費税相当額を含まな

い金額とし、別途消費税を記載すること。なお、非課税対象項目については、その旨を明記すること。

イ　提出部数

各8部（見積書は1部原本、残りは写し）

ウ　提出期限

令和8年12月15日（火）正午必着（郵送可）

エ　提出先

尼崎市公営企業局ボートレース事業部開催運営課

⑶　その他

ア　選定・非選定にかかわらず、提出された企画提案書等の返却は行わない。

イ　選定・非選定にかかわらず、提出された企画提案書等の制作にかかる経費は、全額参加事業者が負担するものとする。

9　質問の受付及び回答

⑴　受付期間

令和8年11月19日（木）正午必着

※上記以降の質問は受け付けない。

⑵　質問方法

「質問書」に質問事項を記入の上、下記「12　問い合わせ先」に記載のメールアドレスに送信すること。

※電子メール以外の方法による質問は受け付けない。

※件名は「【質問書】令和8年度BOATRACE尼崎冬季ファミリー層イベント企画運営業務」とすること。

※質疑内容によっては全応募事業者に質疑及び回答を共有する場合がある。

10　審査・選定方法について

⑴　審査・選考方法

審査は、応募資格を満たしている事業者の提案資料に基づく書類審査により行い、最も得点の高かった事業者を契約候補者として選定する。

審査予定日：令和8年12月中旬頃

⑵　評価項目及び評価の視点

以下の評価項目及び視点に基づき総合的に評価する。

評価項目	配点	評価の視点
第1週イベント（科学と宇宙）及び第2週イベント（おもちゃ・絵本・お菓子 ＆ ボートレースマルシェ）（仕様書 実施概要、基本方	30	・仕様書「3　業務目的」を意識した提案内容となっているか。 ・目標来場人数（仕様書「4　目標来場人数」記載の小学生以下3,000人以上）を達成する提案内容となっているか。 ・子ども・ファミリー層をメインターゲットとした来場促進が図れる内容となっているか。

針、業務内容⑴⑵等 参照）		・仕様書「７　基本方針」の各項目（幅広い年齢層への対応、回遊性・滞在性・話題性の確保、雨天対応等）を満たす提案となっているか。 ・その他提案
屋外ステージイベント （仕様書 業務内容⑶ 参照）	5	・仕様書「３　業務目的」を意識した提案内容となっているか。 ・子どもの集客力及び満足度が高いステージイベントが提案されているか。 ・ステージ終了後に来場者が他のコンテンツへスムーズに移動・回遊するための具体的な仕掛けや動線設計が企画提案書に明確に提案されているか。
広報宣伝業務 （仕様書 業務内容⑷、⑸、⑹ 参照）	5	・本業務の告知を目的として、より多くのファミリー層に訴求し集客できるよう努めているか。 ・ファミリー層への効果が高いWeb広告や、インフルエンサーを活用したSNSでの情報発信など、媒体を問わず効果的な集客策を講じているか。 ・想定する広告イメージや発信手法について、できる限り具体的に示されているか。
運営体制 （仕様書 基本方針、その他留意事項等 参照）	5	・当該イベントにおけるトラブル防止の対応及びトラブル発生時の対応について具体的に講じられているか。 ・トラブルに対応するスタッフの配置及び連絡体制について具体的に講じられているか。 ・各業務のスケジュールや運営体制が企画提案書内に明確に示されているか。
経済性・効率性	5	・提案上限金額に対する提案額の割合

※契約候補者の決定は、評価者全員の総合計点で最も高い応募事業者とする。
※評価の結果、同点数であった応募事業者が複数の場合は、評価者の評価で１位を多く獲得した応募事業者を契約候補者として選定する。
※応募が1者の場合であっても企画提案書を審査し、その結果、企画提案書の内容が仕様書等を満たしていると認められた場合には、その応募事業者を契約候補者として選定する。
※評価者全員の総合計点で、5割に満たない場合は選定しない（下記の「地域経済の活性化」の加点分は加味しない）。
※地域経済の活性化（市内事業者要件、市内在住者雇用）
・市内事業者要件
‣　市内事業者（グループの場合は構成員のうちのいずれかが市内事業者）であれば、合計点に10%の加点を行う。
　市内事業者とは、尼崎市内に本社や本店の主たる事務所を有している事業者。
‣　準市内事業者（グループの場合は構成員のうちのいずれかが準市内事業者）であれば、合計点に5%の加点を行う。

準市内事業者とは、尼崎市内に支店や営業所等を有し、人員を配置し、事業活動を行っている事業者。市外事業者とは、市内事業者、準市内事業者以外の事業者。

・市内在住者雇用

市内、準市内、市外事業者関わらず市内在住者の雇用提案があれば、合計点の5%の加点を行う。

⑵ 審査結果の通知

選考終了後、応募事業者に通知する。

結果通知予定日：令和8年12月中旬頃

11 その他

⑴ 選定・非選定に関わらず、提出された企画提案書等の返却は行わず、提出された企画提案書等の制作にかかる経費は、全額参加者事業者が負担するものとする。

⑵ 今回の業務委託により制作される成果物の著作権等、一切の権利は尼崎市に帰属するものとする。

⑶ 本仕様書は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。

⑷ 企画提案書等を採用した場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではなく、業者決定後に企画内容についての調整を行うため、最終内容決定後、見積書を再提出し、契約を締結する。

⑸ 受託者は、本業務の実施にあたり計画に変更が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、その都度速やかに尼崎市と協議を行い決定する。

⑹ 本仕様書記載の委託業務が原因で発生した事故については、受託者が責任を負うものとする。

⑺ 本仕様書に定めのない事項または計画の変更の必要性もしくは疑義が生じた事項については、尼崎市と受託者の双方が協議して処理する。

⑻ その他、本業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

12 問い合わせ先

尼崎市公営企業局ボートレース事業部開催運営課　（担当：松本、石原、井ノ上）

電話　06-6419-3181

住所　〒660-0082　兵庫県尼崎市水明町199-1

アドレス：ama-boat-kaisaiunei@city.amagasaki.hyogo.jp

以　上